

指定難病の医療費助成の申請書に

令和8年6月1日開始

マイナンバー（個人番号）を記載することで

書類の提出を一部省略できます。

【マイナンバーを利用した特定医療費（指定難病）支給認定申請について】

「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（マイナンバー法）」の規定により、岩手県がマイナンバーを利用し、市町村や医療保険者等に対し情報照会をすることが可能となっています。この度、岩手県の体制が整ったことから、申請書にマイナンバーを御記載いただくことで、添付が必要な一部の書類（所得課税証明書、医療保険の情報を確認する書類）の提出を省略することができるようになりました。

提出書類の省略を希望される方は、必要な方全員のマイナンバーを申請書内の世帯調書欄へ御記載ください。

1 提出を省略できる添付書類

- ① 市町村民税所得課税証明書
- ② 医療保険の情報を確認する書類の写し

次の方は、書類の提出を省略することができません。

- ・ 申請書内の世帯調書欄に必要な方のマイナンバーを記載いただけない場合
- ・ 申請窓口で、自己負担上限額をお知りになりたい場合
→従来通り、①、②を含む全ての提出が必要
- ・ 所得や税の申告をしていない場合
→①の提出が必要

2 マイナンバーの記載が必要な方

- ① 患者本人（18歳未満の場合は、保護者も必要）
- ② 支給認定世帯基準員

【支給認定世帯基準員とは】

加入する医療保険の種類によって、次の方を指します。

1 加入している医療保険		2 支給認定世帯基準員
国民健康保険 (退職国保を含む)		・ 患者本人 ・ 患者と同じ保険に加入している方全員（保険の記号番号が同じ）
後期高齢者医療広域連合		・ 患者本人 ・ 患者と同じ住民票上の後期高齢者医療に加入している方全員
業種別国民健康保険組合 (土木、建設、医師等)		・ 患者本人 ・ 患者と同じ保険に加入している方全員（保険の記号番号が同じ）
被用者保険 (健康保険組合、 全国健康保険協会、 共済組合 等)	患者本人が被保険者	・ 患者本人
	患者本人が扶養家族	・ 患者本人 ・ 被保険者

※ 申請書内の世帯調書欄に記載した以外の世帯基準員がいることが、判明した場合は、法律に基づき、岩手県がマイナンバーを利用して当該世帯基準員について情報照会を実施します。

【必ず裏面も御確認願います。】

3 添付書類省略に関する留意事項

- ① 添付書類を省略した場合、受付時に所得状況や保険情報を確認ができないため、自己負担上限額の変更申請案内は行うことができません。
受付時にお知りになりたい場合は、従来通り、必要な添付書類を提出してください。
- ② 保健情報の照会先を特定するため、加入している保険者名、被保険者名は、必ず申請書に記載してください。(国保・後期高齢の場合：被保険者名は、本人)
- ③ 情報連携には数日を要します。そのため、省略した場合、書類を添付して申請する場合より受給者証交付までに時間がかかる可能性があります。
- ④ 税未申告等によりマイナンバーで情報を取得できなかった場合は、後日、書類の提出を求める場合があります。
- ⑤ 6月以前の申請の場合は「旧年度」、7月以降の申請の場合は「当年度」の課税情報で判定します。

4 窓口でのマイナンバーの確認

保健所等窓口で申請を行う際に、次の書類を御提示いただき、マイナンバーの確認を行わせていただきます。

- (1) 申請者本人(患者本人または保護者)が持参する場合
次の①と②を御提示ください。

① 申請者本人のマイナンバーカード

② 支給認定世帯基準員のマイナンバーを確認できる書類^{注1}

マイナンバーカードが無い場合は、次のアとイを御提示ください。

ア 申請者本人の「通知カード」^{注2}または「マイナンバー付きの住民票」

イ 申請者本人の顔写真付きの証明書類(運転免許証、障害者手帳、パスポート等)

顔写真付きの証明書類がない場合、次の2つ以上を御提示ください。

特定医療費(指定難病)受給者証、加入医療保険が確認できる書類^{注3}、

児童扶養手当証書等

- (2) 本人以外(代理人)が持参する場合

(1)に加えて、次の③、④、⑤を御提示ください。

③ 代理権の確認書類

申請者本人からの委任状または申請者本人の加入医療保険が確認できる書類^{注3}

(委任状は、申請書内の代理人欄への記載してください。)

④ 代理人の身元確認書類

代理人の顔写真付きの証明書類(マイナンバーカードや運転免許証、パスポート等)

(顔写真付きの証明書類がない場合、(1)のイのとおり)

⑤ 申請者本人の番号確認書類

申請者本人の通知カードやマイナンバーカード、マイナンバー付きの住民票等

(注1) 支給認定世帯基準員のマイナンバーについては、「通知カード^{注2}」「マイナンバー付きの住民票」「マイナンバーカード」のいずれかを御提示ください。

(注2) 「通知カード」は、記載事項に変更がない場合のみ利用可能です。

(注3) 「加入医療保険が確認できる書類」とは、次の書類を指します。

- ・ 保険者から交付された「資格情報のお知らせ」または「資格確認書」
- ・ マイナポータルからダウンロードした「資格情報画面」

(注4) 郵送の場合は、書類の写しを送付してください。

【マイナンバー制度全般に関するお問い合わせ先】

マイナンバー総合フリーダイヤル(内閣府)

電話：0120-95-0178

(平日9時30分から20時、土日祝9時30分から17時30分)

【申請に関するお問い合わせ先】岩手県保健福祉部健康国保課 電話：019-629-5471